

## 独立行政法人の中（長）期目標の策定について（案）

平成 29 年 12 月 4 日

独立行政法人評価制度委員会決定

1. 新たな独立行政法人制度の趣旨

平成 27 年 4 月から施行された新たな独立行政法人制度は、中央省庁等改革に伴い独立行政法人制度を導入した本来の趣旨にのっとり、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的としたものである（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定））。

新たなスキームの下では、独立行政法人が政策実施機能を最大限発揮するために、「目標策定→（法人による）政策実施→業績評価、業務・組織の見直し→新たな目標策定」に主務大臣が一貫して責任を果たすこととしたところである。その際、政策実施を直接担うのは法人であることから、この PDCA サイクルを機能させるためには、特に、①目標策定過程を通じ、主務大臣と法人との間で法人のミッションをしっかりと共有すること、②政策実施については、法人トップがミッション及び目標等を組織内の各階層に浸透させ、その達成に向けて、不断に自己改善を行ってより高みを目指すこと、が何よりも重要である。

特に、目標策定に関しては、主務大臣が、法人の政策実施機能をいかに最大化できるかという観点から、法人業務について、国の政策の中での期待する役割、位置付けを示し、また、他の主体との分担や協働が必要なものについては、その具体的な在り方を示すことなどにより、法人が達成すべき目標を可能な限り具体的、明確に示すことが必要である。

その際、業績評価を客観的に行うことを過度に考慮するあまり、法人のミッションとの関係で意味の乏しい数値目標を設定するようなことは本末転倒であり、目標策定に当たっては、法人に正しい「努力の方向性」を示すことが何よりも大事であることに留意すべきである。

なお、業績評価、業務・組織の見直しについては、それ自体で完結するものではなく、あくまでも次の目標策定を的確に行うための重要な手段であるということ意識しつつ取り組むべきである。

2. 法人の中（長）期目標の策定について

我が国は世界に先駆けて、生産年齢人口の減少、地域の高齢化、エネルギー・環境問題といった課題に直面している。IoT、AI、ロボット等といった第 4 次産業革命のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れること（社会実装）などを通じ、こうした課題を解決するのみならず、人口減少下においても成長できる社会の実現につなげていく仕組みを構築することが我が国にとっての喫緊の課題である。

このような中、国の行政の一部として政策実施に大きな役割を担う法人が、その専門性・人材面での強みを最大限発揮して、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門との分担と協働により国の政策課題を解決していくことが、これまでももまして重要となっている。

このため、主務大臣は、従来の目標の延長線上で新たな目標をどうするかを考えるのではなく、法人の長とも十分議論を行い、政策課題を取り巻く環境の変化の正しい認識や、法人の持つ専門性・人材の現状についての客観的な分析をした上で、仮に法人自身に足りないものがあれば、ベンチャー企業等を含む民間部門の新たな技術や知恵等外部の活力をどのようにいかせるかなどを含め、政策課題の解決に向けた具体的な道筋を検討の上、目標を策定すべきである。

また、目標の策定を受け、こうした政策課題の解決を担う法人においては、法人の長のリーダーシップの下で、組織内の各階層がミッションの達成に向けて進むマネジメントが行われなければならない。

今般、委員会において中（長）期目標の調査審議を行うに当たって、重要と考えられる視点を以下のようにとりまとめた。主務大臣は、今後の法人の目標策定に当たっては、法人の事務・事業の特性や法人の規模を踏まえながら、特に、以下の視点から、目標に盛り込むことについて、検討していただきたいと考える。

#### （１）法人の事務・事業についての目標策定に関して

- ① 人口減少社会の到来により、人材確保やノウハウ継承が困難となっている分野等について、法人がその専門性・人材面での強みをいかし、特に、地域の地方公共団体、非営利法人、民間企業等を支援する役割を積極的に担うことを目標に盛り込むことを検討してはどうか。
- ② 府省や他の法人等関係者と日常的に密接に連携してオールジャパンで対応すべき国の政策課題（例：資源外交、インフラ輸出、農産物輸出、インバウンド増、国際競争力強化等）が増加している。国の政策課題の解決に向け、国・法人・その他関係者間の役割分担（業務）を明確にしつつ、協働体制を確立・強化することについて、具体的な内容を目標に盛り込むことを検討してはどうか。

#### （２）「法人マネジメントに着目した目標」及び「評価の在り方」に関して

- ③ チャレンジングな取組や目標期間を超えた長期的な取組、地道なマネジメントの取組を後押しするため、直接的な結果の成否ではなく、結果に至る過程における的確なマネジメントを行って業務改善につなげることや、取組過程で得られた知見の他分野での活用等、プロセスにおけるマネジメント自体を目標に盛り込み、適切に評価することを検討してはどうか。
- ④ 法人の長のトップマネジメント（役職員へのミッションの浸透、業務改善への取組、主務大臣への提言等）についての取組を促すとともに、それを適切に評価した上で、法人自身がより高みを目指すことを促すことができるような目標策定を検討してはどうか。

### 3. 今後の委員会の活動について

#### （１）中（長）期目標等の審議について

平成 29 年度末に中（長）期目標期間が終了する法人の新たな目標案については、今後、各主務大臣において、委員会でのこれまでの調査審議、特に上記「2. ①～④」の視点を

踏まえつつ、検討いただきたい。なお、委員会のこれまでの調査審議において、当該視点に関連して特に重要とされた具体的項目は別紙のとおりである。

また、委員会としては、来年度以降の調査審議に当たっても、同様の視点に立って進めたいと考えており、各主務大臣におかれては、来年度以降に中（長）期目標期間が終了する法人についても、本委員会決定の内容・趣旨を理解の上、対応いただきたい。

## （２）その他今後の委員会の取組について

- ① 毎年度の見込評価、業務・組織の見直し、目標策定に関する調査審議を進める過程において、各主務大臣や法人の意見を聴きつつ、現行の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定）の見直しを検討すべき内容を把握し、これらの指針の将来的な改定に向けて委員会として独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 12 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく意見を述べる準備を進めることとする。
- ② 法人が柔軟な運営を進める上で障害となると考えられる制度やルール面での課題等があれば、どのように解決できるかについて議論し、提言していくことを目指すこととする。
- ③ 各法人において、組織運営を活性化し、法人の職員が元気を出して業務を行っていくための取組の事例の把握及び紹介に引き続き取り組んでいくこととする。

(1) 法人の事務・事業についての目標設定に関して

- ① 人口減少社会の到来により、人材確保やノウハウ継承が困難となっている分野等について、法人が、その専門性・人材面での強みをいかし、特に、地域の地方公共団体、非営利法人、民間企業等を支援する役割を積極的に担うことを目標に盛り込むことを検討してはどうか。

【独立行政法人国民生活センター】

(留意事項)

高齢者、障害者等の被害防止に関する対策を推進するため、地方公共団体ごとに設置する消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）が実施している取組に対する法人の支援方策等について検討した上で、具体的な支援方策等を目標に盛り込むとともに、その成果の達成水準についても、目標に設定することを検討してはどうか。

また、消費者の被害防止対策の成果をより高めるために、消費者庁が今後行う実証的な取組において、法人の活用策を検討し、その活用内容が決まった段階で速やかに目標に盛り込むとともに、期待する成果についても目標に設定することを検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 消費者を取り巻く環境の変化における課題の一つとして、「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）では、「高齢化・独居化の進行により、高齢者、障害者等の被害防止等が急務」としている。
- ・ 消費者庁は、高齢者、障害者等、消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「要配慮消費者」という。）に係る被害防止対策の一つとして、要配慮消費者の見守りを通じて被害の迅速な把握と拡大の防止を目的とした見守りネットワークを地方公共団体ごとに設置することを促進している。

また、現在、法人及び地方公共団体等との連携を強化した上で実証的な取組を実施し、要配慮消費者を含む消費者の被害防止対策の成果をより高めるための方策を検討している。
- ・ 法人は、見守りネットワークの構成組織に対する消費者被害に係る情報提供や、当該組織の構成員に対する消費者教育を実施する役割を担っており、消費者庁は、法人の強みについて、全国の地方公共団体との間で、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）でつながることで、全国の消費生活センターが受理した消費生活相談事案の処理に係る支援や相談内容を分析することを通じて、消費者の被害防止のために必要かつ有効な情報提供を行うことであるなどとしている。

【独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

(留意事項)

重度知的障害者支援を専門とする唯一の国立総合施設としての強みをいかし、全国的な障害者支援の質の底上げに一層貢献するため、法人の持つノウハウや成果を全国の障

害者支援施設等へ情報発信する取組（施設等職員向け研修の開催、各種学会での発表等）を強化することについて、具体的に目標に盛り込むことを検討してはどうか。

（背景事情等）

- ・ 「障害者基本計画」（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）では、障害者が地域において自立し安心して生活できることが基本とされ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」」の実現がうたわれており、重度知的障害者も地域において安心して社会生活を送れるようきめ細かな支援が求められている。
- ・ 厚生労働省は、法人の強みについて、重度知的障害者に対する高度な支援を通じて得られたノウハウや調査・研究の成果が多く蓄積していることであるとしている。

### 【独立行政法人水資源機構】※③にも関連

（留意事項）

水の安定供給や洪水被害の軽減のための機構管理施設の連携に係るノウハウ、建設・管理に係るハード・ソフト両面の高度な技術力を保有している法人の強みをいかし、災害等のリスクに対応した水の安定供給の確保を図るため、自らが所管する施設の活用等にとどまらず、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等への積極的な支援の実施を目標に盛り込むことを検討してはどうか。特に、支援の実施に当たっては、災害の状況等により法人の自発的な判断による支援（いわゆる「プッシュ型」支援）を実施することも目標に盛り込むことを検討してはどうか。

なお、目標設定に当たっては、災害・事故等発生前、発生時において、被害が顕在化又は拡大しないよう法人が実施する被害防止・軽減に係る取組のプロセスについても評価できるものとなるように検討してはどうか。

（背景事情等）

- ・ 近年の気候変動を背景として、豪雨災害や渇水が頻発しているほか、地震災害等による水道施設の破損・断水も発生しており、水資源政策については、従来の需要主導型の「水資源開発の促進」から、水インフラの老朽化対策や地震、水害といった大規模災害等に対応したリスク管理型の「水の安定供給」への重点化が必要となっている旨が、国土審議会等で指摘されている。
- ・ リスク管理型の「水の安定供給」の重要性は、国や法人にとどまらず、ダムや水路等施設を所管する地方公共団体等においても同様であるが、地方公共団体等においては、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている。
- ・ 国土交通省は、法人の強みについて、水の安定供給や洪水被害の軽減のための機構管理施設の連携に係るノウハウ、建設・管理に係る高度な技術力を保有していることであるなどとしている。

なお、水の安定供給に係る一定の水準を維持すること自体が法人の役割であり、その水準を上回る目標を設定しえない、災害・事故等の発生地域、規模、被害の程度は事前に予見ができない、といった業務の特性がある。

② 府省や他の法人等関係者と日常的に密接に連携してオールジャパンで対応すべき国の政策課題（例：資源外交、インフラ輸出、農産物輸出、インバウンド増、国際競争力強化等）が増加している。国の政策課題の解決に向け、国・法人・その他関係者間の役割分担（業務）を明確にしつつ、協働体制を確立・強化することについて、具体的な内容を目標に盛り込むことを検討してはどうか。

#### 【独立行政法人日本学術振興会】

（留意事項）

強固な国際研究基盤構築に向けた国際共同研究や外国人研究者の招へい等の事業の実施に当たっては、我が国の学術研究のプレゼンスを高めていくことができるよう、具体的な取組を目標に盛り込むとともに、研究ニーズを踏まえた諸外国の学術振興機関との連携状況、事業実施国又は関連する研究分野における共著論文数等、適切な指標を設定することも検討してはどうか。

（背景事情等）

- ・ 学術研究を取り巻く状況は日々変化を続けており、研究者が国内外の垣根なく協働していく時代となる中、我が国の研究者と主要先進国の研究者との共著論文数は停滞するなど、我が国は国際的なトップレベルの学術研究から取り残される危機に直面している。
- ・ このため、文部科学省は、法人に対して、諸外国の学術振興機関との国際ネットワークを有し、我が国をハブとした国際共同研究の促進に貢献してきたという強みをいかし、強固な国際研究基盤を構築することで、我が国の学術研究のプレゼンスを高めていくことを求めている。

#### 【独立行政法人日本芸術文化振興会】

（留意事項）

文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）の基本理念に観光や国際交流の観点が含まれ、法人には、インバウンド拡大への貢献が期待されていることを踏まえ、伝統芸能を身近に感じてもらう体験型プログラム等を充実させるなど、コンテンツとしての伝統芸能の魅力を高めることにより、外国人を含む新たな観客層獲得に向けた取組を一層強化することを目標に盛り込むとともに、外国人を対象とした公演等の鑑賞者数や観客層の多様化の状況等、その取組の成果を測定するための指標を設定することも検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 文化芸術基本法が平成 29 年 6 月に改正され、観光や国際交流その他の施策との有機的な連携を図ることが同法の理念に追加されるとともに、文化芸術産業の経済規模を拡大していくことが、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)等の政府方針としてうたわれており、文化政策は転換期を迎えている。また、2020 年には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、訪日外国人旅行者の一層の増加が見込まれる。
- ・ このような状況を踏まえ、文部科学省は、法人に対して、伝統芸能の保存・振興及び現代舞台芸術の振興・普及等といった従来の役割を、今後も継続的かつ安定的に果たしつつ、我が国の舞台芸術の魅力を世界に示すとともに、インバウンド拡大への貢献を果たすことも求めている。

### 【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構】

(留意事項)

第 4 次産業革命の進展に伴い中小企業等においても IT 力の強化が必要となっていることを踏まえ、中小企業等の生産性向上を通じた経済・社会の発展に向け、ものづくり分野における人材育成のノウハウを蓄積している法人の強みをいかし、中小企業等の生産現場で働く人材の IT 力の強化により、中小企業等の生産性向上に貢献することを法人の役割として明確化した上で、具体的な取組を目標に盛り込むことを検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)では、第 4 次産業革命 (IoT、AI、ロボット等)の進展に伴い、人材への投資によって働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、生産性を向上させていくことが重要となるとされており、大企業のみならず中小企業等においても IT 力の強化に取り組む必要がある。
- ・ 厚生労働省は、法人の強みについて、全国の職業能力開発促進センター等において、中小企業等を対象にもものづくり分野に特化した職業訓練を実施することや、これを通じたものづくり分野に関する人材育成のノウハウを蓄積していることであるとしており、今後法人に対して、中小企業等における生産現場の IT 力の強化等に取り組むことを求めている。

### 【独立行政法人農林漁業信用基金】

(留意事項)

農業者等の信用補完を通じて資金調達を円滑化するため、農林水産省では、農業信用保証保険制度について、これまで農協系統金融機関による利用が中心であったところ、銀行・信用金庫等の民間金融機関による利用拡大を目指している。このため、法人が都道府県農業信用基金協会と連携し、主導的に民間金融機関に対して農業信用保証保険制度の普及及び利用促進を図り、その取組内容及び法人に求める成果を具体化した目標とすることを検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 農林水産業の発展には、経営に必要な資金が円滑に供給される必要があるが、農林水産業経営は、自然条件に左右されるなどの産業の特性があるため、信用力が乏しく、民間金融機関からの資金借入が困難であることから、公的な信用補完制度である信用保証保険制度が設けられている。農業においては、各都道府県の農業信用基金協会が、融資機関に対する農業者等の債務を保証し、その保証について、法人が行う保証保険により補完する仕組みとなっている。
- ・ また、特に農業については、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）等において、農業融資の活性化に向けて農業信用保証が幅広く利用されることが求められるなど、信用補完機能の重要性が高まっている。
- ・ 農林水産省は、農業において、法人経営体の増加や他産業からの参入等により、農業者等が利用する融資機関が多様化してきており、六次産業化や大規模化等に対応する資金も含めて必要な営農資金を円滑に調達できるようにするため、融資機関を問わず同等・同質の保証を提供することを可能とする態勢の整備が必要としている。

【国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構】※③にも関連

(留意事項)

政府方針として掲げる「Society 5.0」の実現に向けて、研究開発成果を事業化・実用化へ結びつける橋渡し機能の更なる強化や、技術インテリジェンス機能の強化等が求められていることから、例えば①研究開発プロジェクトを通じた民間企業等の国際標準化の取組や知的財産マネジメントの支援、②他の独立行政法人との連携強化等を通しての技術戦略・研究開発プロジェクトの質の向上、③人材の流動化促進による法人のプロジェクトマネジメントの機能強化等について、具体的に目標に盛り込むことを検討してはどうか。

また、その成果の評価にあたっては、将来の経済波及効果や各技術開発分野における政策実現への貢献等をどのように評価するのか、その考え方を目標に盛り込むことを検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 我が国は、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）等の政府方針において、①IoT、AI、ロボット等の第 4 次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会に取り入れて、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を世界に先駆けて実現すること、②エネルギーの各分野におけるイノベーションを促進することなどが求められており、研究開発については、成果の事業化・実用化へ結びつける橋渡し機能の更なる強化や、オープンイノベーションの更なる推進等が求められている。
- ・ 法人は、これらの政府方針の下、エネルギー・環境問題の解決及び産業技術力の強化に貢献することを目的として、これまで研究開発の技術戦略及びプロジェクト構想の策定、技術開発マネジメント（例えば、プロジェクトマネージャーによる研究開発プロジェクト全体の企画及び管理）等に取り組んできた。

- ・ このため、経済産業省は、法人に対して、これまでの取組の経験やノウハウをいかすことで、研究開発プロジェクトについて、①民間企業等の国際標準化の取組や知的財産マネジメントの支援によって、成果の事業化・実用化へ結びつける橋渡し機能の更なる強化や、②産官学で連携し、継続的な国内外の有望技術と社会課題・市場課題の動向把握・分析を行う体制を構築する技術インテリジェンス機能の強化等を求めている。

## 【独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構】※③にも関連

### (留意事項)

「2030年までに、石油及び天然ガスの自主開発比率40%以上」とする我が国の政策目標達成に向けて、主務大臣が推進する戦略における法人の位置付けを明らかにするとともに、法人の強みとして、これまで我が国の資源権益の確保のために培ってきたノウハウをいかし、①産油国等のニーズを的確に把握した上で、関係強化・権益確保のための技術支援策や産油国関係者の研修受入れ等のツールを組み合わせたパッケージで提案することを具体的に目標に盛り込むことや②機構法改正により拡充された支援メニューを含め、リスクマネー供給支援に関する具体的な内容を目標に盛り込むことなどを検討してはどうか。また、これらについて、その成果を的確に評価する指標を目標に設定することも検討してはどうか。

### (背景事情等)

- ・ 我が国は、東日本大震災以降、発電部門を中心とした化石燃料需要の増加により化石燃料への依存度が増加しており、化石燃料の安定的・安価な供給確保は我が国の経済成長や国民生活にとって重要となっている。

石油及び天然ガスについては、我が国はほぼ全量を海外からの輸入に頼っており、特に中東における依存度が高いことから、供給源の多角化が必要となっている。

また、国際的な資源獲得競争が激化しており、我が国の資源権益の確保のためには、資源国との戦略的な関係強化がさらに必要となっている。

- ・ 政府は、我が国資源の安定供給確保のために、「2030年までに、石油及び天然ガスの自主開発比率を40%以上」を目指している。
- ・ 法人は、これまで我が国企業におけるエネルギー資源の調査・探鉱・開発の技術及び金融支援を行うことにより、我が国における資源の安定供給に貢献してきた。

また、平成26年以降の石油価格の急落・低迷を契機として、平成28年に機構法が改正され、我が国企業との共同出資による海外の資源会社の買収や資本提携を支援すること、我が国企業による権益獲得の機会を創出するための法人による産油国国営石油企業株式を取得することなど、我が国の石油開発企業への支援メニューが拡充された。

- ・ このような状況を踏まえ、経済産業省は、資源国に対する資源外交の強化やリスクマネー供給支援等により、我が国企業による資源確保を推進する戦略の下、我が国の技術力を活用した資源国との関係強化の経験・ノウハウを蓄積している法人が、その強みをいかして一層の役割を果たすことを期待している。

【独立行政法人国際観光振興機構】※③にも関連

(留意事項)

海外拠点（20 か所）における現地目線での情報の発信・入手等により各国の最新の訪日ニーズやそれに合わせた訪日プロモーションのノウハウを蓄積している法人の強みをいかし、訪日外国人旅行者の更なる増加や地方への誘客・消費拡大に貢献できるよう、①訪日プロモーションについては、国別や顧客層別に魅力を訴求するなどのより戦略的な実施、②訪日外国人旅行者の誘致に取り組む地方公共団体等国内関係主体に対する支援の強化については、i) 地域への誘客・消費につながる外国人目線のニーズ等の的確かつ迅速な情報提供、ii) 地域の観光資源を掘り起こしプロモーションしていくためのノウハウの提供等を目標に盛り込むことを検討してはどうか。

また、法人の成果が、2020 年までに訪日外国人旅行者数を 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円とするなどの政策目標にどのように寄与するのかを検証できる指標についても検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 国際観光は、日本経済を牽引し、地域を再生する政策の柱であり、国は、2020 年までに訪日外国人旅行者数を 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円とするなどの政策目標を掲げ、観光立国の実現に向けた取組を推進している。
- ・ 国際観光の現状をみると、アジアからの訪日外国人旅行者が大半を占め、消費額の大きい欧米豪市場の取込みが不十分であるほか、訪日外国人旅行者の訪問先は依然として東京、大阪等を巡るルートに集中しており、今後、更に伸びる余地のある欧米豪等からの訪日外国人旅行者を増加させることや、地域の魅力を高め、インバウンド増加の効果を全国津々浦々に届けることが課題となっている。
- ・ 観光庁は、法人の強みとして、訪日プロモーションの実施機関として、20 か所の海外拠点における現地目線での情報の発信・入手等により、各国の最新の訪日ニーズやそれに合わせた訪日プロモーションのノウハウを蓄積していることなどであるとしている。

(2) 「法人マネジメントに着目した目標」及び「評価の在り方」に関して

③ チャレンジングな取組や目標期間を超えた長期的な取組、地道なマネジメントの取組を後押しするため、直接的な結果の成否ではなく、結果に至る過程において的確なマネジメントを行って業務改善につなげることや、取組過程で得られた知見の他分野での活用等、プロセスにおけるマネジメント自体を目標に盛り込み、適切に評価することを検討してはどうか。

【国立研究開発法人理化学研究所】※②にも関連

(留意事項)

特定国立研究開発法人として、産学官の人材、知、資金等の結集する「場」を形成し、産業界におけるイノベーションの創出を促進・先導する観点から、法人の持つ革新的な

研究シーズの社会還元を一層推進することを目標に盛り込むとともに、民間企業との共同研究の実施状況や特許実施化率等、社会還元に向けた取組の進捗や達成度合を測る適切な評価軸・指標等を設定することを検討してはどうか。

また、法人としてのマネジメントや研究開発の進捗状況についても適切に評価することができるよう、研究人材の育成の状況、知財マネジメントの取組状況、外部専門家による研究の進捗状況評価の実施状況等を評価軸・指標等として設定することを検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 法人は、国家戦略に基づき基礎から応用までをつなぐ戦略的・重点的な研究開発を実施する自然科学全般に関する総合的な研究機関として、平成 28 年 10 月に特定国立研究開発法人に指定され、「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」(平成 28 年 6 月 28 日閣議決定)において、イノベーションの基盤となる世界最高水準の研究開発成果を生み出すこと、我が国のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関となることなどが期待されている。
- ・ 法人においては、科学的、社会的にインパクトの高い野心的な研究に挑戦しようとする若手研究者を育てるため、既存の組織・分野を超えた人材育成や個々のセンターの予算項目に固定化されない機動的な予算配分等、理事長のリーダーシップの下、戦略的な法人運営が行われている。

主務大臣の評価に際しては、こうした法人としてのマネジメントや研究開発の進捗状況についても適切に評価することが、PDCA サイクルを通じて法人の力をより一層伸ばしていくことにつながる。

#### 【国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構】※②にも関連

(留意事項)

民間の宇宙利用の裾野拡大や研究開発成果の社会実装を推進していく観点から、法人の持つ技術や研究成果の産業界への橋渡しに係る取組をより一層推進することを目標に盛り込むとともに、法人が関わることで創出された事業数や民間事業者等に対するライセンス数等、法人の取組の進捗や達成度合を測る適切な指標を設定することを検討してはどうか。

また、研究開発の成果が当初企図したものとは異なるものであったとしても、その成果に加え、目的達成のために行った取組や工夫についても評価することができるよう、研究開発の進捗管理の実施状況等を評価軸・指標等として設定し、研究開発の過程で得られた成果も含め適切に評価することを検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 「宇宙基本計画」(平成 28 年 4 月 1 日閣議決定)や「宇宙産業ビジョン 2030」(平成 29 年 5 月 29 日宇宙政策委員会)では、宇宙産業全体の市場規模拡大が我が国の課題としている。

- ・ 宇宙航空分野を取り巻く民間のプレイヤーの増加や研究開発成果の社会実装への期待が高まる中、文部科学省は、法人に対して、民間事業者等との協働や技術面での支援・援助等による新たな事業創出への貢献を求めている。
- ・ また、プロジェクト（研究開発）の成否に加え、プロジェクトの過程におけるマネジメント上の取組や工夫、その過程で得られた成果についても適切に評価可能となるようなPDCAサイクルの構築が、リスクを意識しつつもチャレンジングな研究課題に積極的に取り組もうとする職員のインセンティブを確保し、研究開発成果の最大化を実現することにつながる。

## 【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

### （留意事項）

鉄道建設については、完成までに長い期間を要するほか、その過程において想定外の災害等への対応や新たな技術開発が求められる場合があるなど、様々な努力や工夫の結果、完成に至るものであり、これらの努力や工夫をその後の業務にいかすためにも、開業予定時期に建設工事の完了を間に合わせるといった結果のみに着目するのではなく、完成に至る各プロセスにおける工程管理のための取組等といった努力や工夫についても評価できる目標とすることを検討してはどうか。

なお、完成に至るプロセスについては、例えば北陸新幹線の未着工区間に係る駅・ルートの詳細調査、その後の環境影響評価も含まれることから、これら業務についても、的確に実施していくことが重要と考える。

### （背景事情等）

- ・ 国土交通省は、法人の役割・強みについて、公的資金を活用した鉄道新線建設の総合的マネジメントを行う唯一の公的な建設主体であり、鉄道建設に必要となる全ての分野にわたる技術力、マネジメント力、プロジェクト全体を統括できる能力を保有していることであるとしている。
- ・ 整備新幹線整備事業をはじめとする鉄道建設は、例えば、北海道新幹線新函館北斗・札幌間については平成42年度末の完成・開業を目指すとされているなど、完成までに長い期間を要するほか、建設の過程においては、これまでも想定外の地震災害発生による資材不足や工事が極めて困難な区間に対応した技術開発が必要となる場合があるなど、予定どおりに完成させるための様々な努力や工夫がなされている。

平成 28 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検結果（案）

平成 29 年 12 月 4 日

独立行政法人評価制度委員会

- 1 主務大臣による平成 28 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価（年度評価）及び 28 年度に中長期目標期間を終了した独立行政法人の中長期目標の期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）について、
  - ・ A 評定以上の場合、所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は難易度を高く設定した目標の水準を満たしていることが具体的根拠として説明されているか
  - ・ C 評定以下の場合、評価書において、改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策を記載されているかとの観点から、評価書の記載状況を点検したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。
- 2 点検に当たっては、
  - ・ A 以上の評定について、ほぼ全ての評価項目において、評定に至った根拠・理由に係る具体的な記述が確認できたところ、中には、取組の内容は記述されているものの、評定に至った根拠・理由の合理的かつ明確な説明が十分でないと考えられるものが数例見られたため、これらについては、事務局において、所管府省に評定に至った根拠・理由を確認した。
  - ・ C 以下の評定について、いずれも改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策に係る何らかの記述を確認した。
- 3 なお、情報セキュリティ対策に関する取組及び調達等合理化に関する取組に係る年度評価の状況をみると、
  - ・ 情報セキュリティ対策について、いずれの法人も評価が実施されており、情報セキュリティに関する事項を理由に C 以下の評定が付されている 1 法人については、改善のために講じた方策の内容が具体的に記載されていた。
  - ・ 調達等合理化について、いずれの法人も評価が実施されており、調達等に関する事項を理由に C 以下の評定が付されている 2 法人については、いずれも改善のために講じた方策の内容が具体的に記載されていた。
- 4 委員会としては、S、A、B、C、D といった評定の結果自体に重きを置いているのではなく、評定を付すに至った判断の根拠、理由等が合理的かつ明確に説明され、主務大臣において、評価結果によって判明した法人の業務運営上の課題や、法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要と考えている。

つまり、評価を実施した結果、独立行政法人の良い取組については継続し、又は更に高い目標を目指し、改善すべき事項が確認された場合には、見直し方策を講ずるなど目標に向けたより優れた取組や工夫を行うことを通じて、独立行政法人の政策実施機能の最大化が図られるべきである。

# 「NCNPメディア塾」の 取り組みについて

平成29年12月4日

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター（NCNP）  
トランスレーショナル・メディカルセンター、センター長  
（神経研究所 疾病研究第四部長 併任）  
（企画戦略室長補佐 併任）  
和田 圭司

Copyright © 2017 National Center of Neurology and Psychiatry (NCNP)

1

## ■ 内容

- ・ NCNPメディア塾とは
- ・ 開始に至るまで
- ・ 開催内容
- ・ 効果について



## 1. 「NCNPメディア塾」とは

“NCNPが提供するジャーナリストのための学校”

「広報の仕掛け人たち」より

ジャーナリストと医療者・研究者が、リアルなコミュニケーションの場を形成し、正しい医療・研究の情報を共有する場。

ジャーナリスト：

関心はあるけれども、精神・神経領域は難しい。

医療者、研究者：

正しい情報を正しい形で記事として伝えて欲しい。

NCNP：

信頼性の高い医療・研究情報の提供使命を有する。



## 2. 「NCNPメディア塾」 (ホームページより)

NCNPの第一線の研究者・医師たちとジャーナリストの皆様方が一同に集まり、新しい対話の場を2014年度よりスタートしています。

脳とところに関連する、精神・神経疾患の医療と研究の取材に必要な基本情報と最先端の情報をお伝えするために、基礎から学んでいただける座学とともに、メディアの皆様とのディスカッションを行う機会も多く取り入れ、互いに学び合う環境作りの一つとして「NCNPメディア塾」を企画致しました。

### ● 目的

近年、脳とところに関連する、精神や神経の疾患に対する社会的関心が高まっているのは周知の通りです。しかしながら、そのニーズに応えるだけの正確で十分な情報が提供されていないのが現実です。

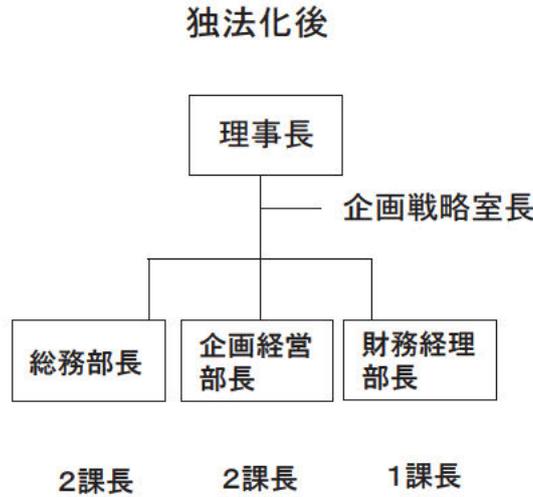
NCNPは、精神・神経・筋の疾病、発達障害の克服をめざすナショナルセンターとして、最先端の医療と研究に取り組むとともに、信頼性の高い医療情報を国民にお届けすることも使命としています。

その使命を実現する一環として、記者やジャーナリストの皆様を対象とする「NCNPメディア塾」を企画致しました。

メディアの皆様が精神・神経領域の取材を行うに当たって、最低限理解しておくべき知識を現代社会との関係性の中で学んでいただくとともに、国民から真に求められている情報に係る報道のあり方を考える場として、今後も毎年開催する予定です。

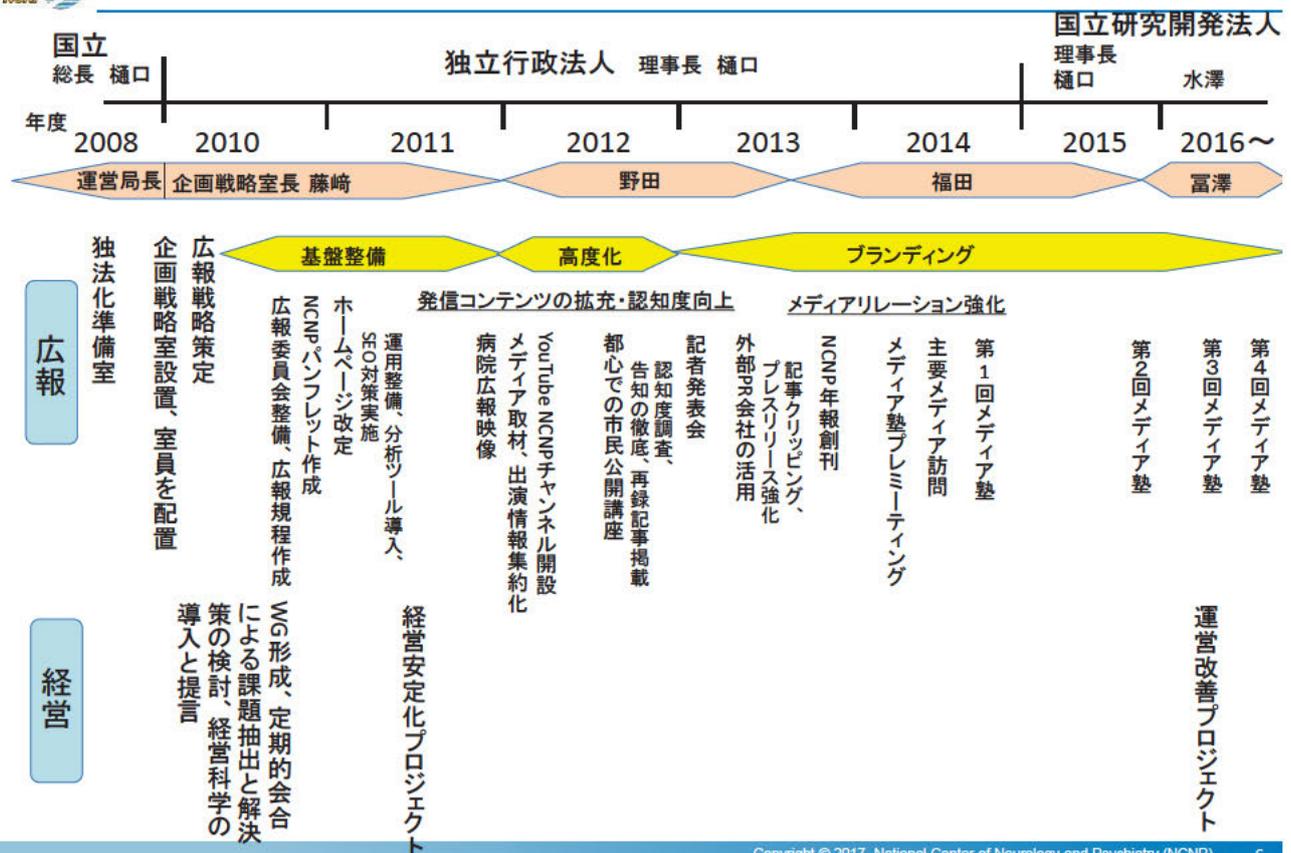
### 3. 「NCNPメディア塾」誕生の契機

“契機：独法化”



NCNPは企画戦略室長のもとに、  
企画戦略室を設け、室員を配置した。

### 4. NCNP企画戦略室の取り組み



### 全てはゼロからのスタート

- ・2010年度の独法化直後のNCNPでは“**広報マインドも乏しく、広報機能不在**”
- ・企画戦略室を中心に、2011年度には**広報ロードマップ**を策定、**広報意思決定**の為の規程を策定
- ・NCNP市民公開講座のイベントを活かして広報活動モデルを構築し、2012年度には**広報組織**を整備
- ・“NCNPの見える化・わかる化”を広報コンセプトとしてアクションプランを展開
- ・NCNP認知度向上を図るため、ブランディングの1施策として、メディアリレーション構築・強化を掲げ、**2012年度からメディアへの発信強化**をスタート
- ・大手新聞社の医療・科学系記者・ジャーナリストの方々にとって、NCNPの事業ドメインである“**精神・神経・筋・発達障害領域**”は「**社会的関心が高いテーマにもかかわらず、記者の知識・情報不足のため**に取材（心理）ハードルが高い」、という事実があることを確認
- ・「NCNPメディア塾」はジャーナリストの課題ニーズを解決するものとして正しい医療・研究の情報形成とリアルなコミュニケーションの場を形にして生まれました。  
また、NCNPとしても信頼性の高い医療・研究情報の提供使命を発揮する機会となりました。
- ・「NCNPメディア塾」は**企画立案段階から大手新聞社の記者の数名の方々に参画頂き創設**したもので、**今も尚、改善を積み重ねて“共創&協働発展”**させていきます。

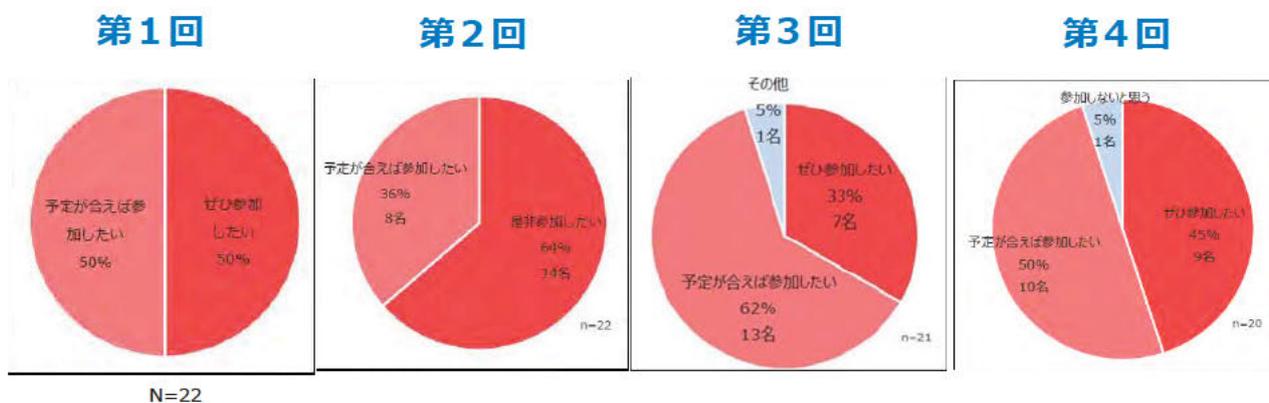
## ■ 6. 開催内容

別添のパンフレット参照



## 7. 「NCNPメディア塾」結果状況：参加意向度

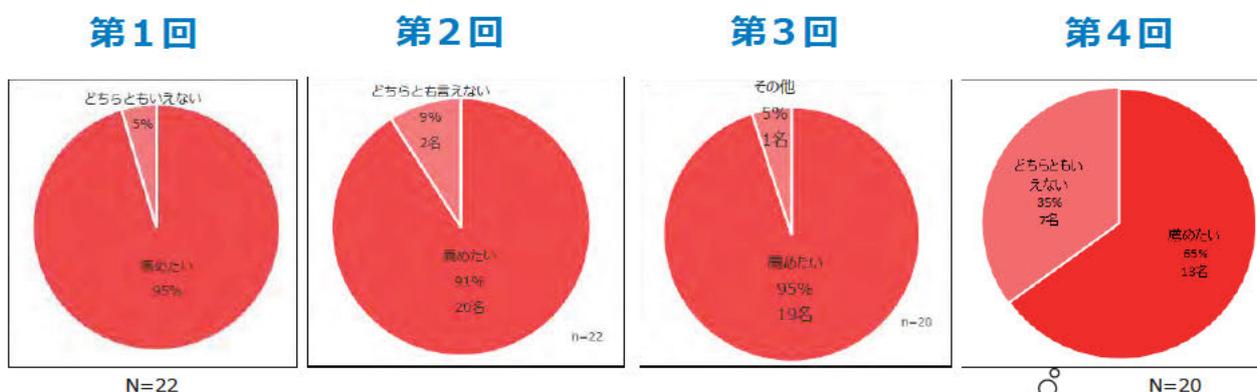
### Q. 来年以降も参加したいですか？：「参加したい」



※その他：プログラムの内容をみて検討したい  
参加しないと思う：もう少し包括的に病気や制度を学ぶ内容でも良いのでは？

## 8. 「NCNPメディア塾」結果状況：推奨意向度

### Q. 今後社内の人に受講を薦めたいですか：「薦めたい」



※どちらともいえない、その他：

- ・フリージャーナリストの方々には社内紹介者がいない
- ・テーマによる
- ・記者それぞれの興味は異なるので
- ・社内は縦割りなので、1日割けるかどうか分からないから
- ・精神、神経領分野に関心がある同僚には薦めてもよい

“情報”に対する、  
ジャーナリストの特性が強く出る傾向も  
見られます



## 9. 「NCNPメディア塾」を進めることとなった推進力 (KSFや継続していく為に重要なこと)

### 広報機能の整備・強化が推し進められていたこと

- ・企業経営と同じく広報戦略ビジョン～広報マネジメントを推進できる環境と広報機能の強化推進の基盤が整備できていること、さらに広報官の理解とリーダーシップは重要な要素

### 事前リサーチの実施

- ・創設するにあたり、他のメディアセミナーのスタディを実施  
(がんセンター、NIHのMedicine in the Media、東京大学医療政策人材養成講座(HSP) 等)

### 外部パートナーの獲得

- ・外部リソースの活用(メディアコンタクトとメディアニーズの把握、メディアリスト構築を実務面から実現できるPR会社を発掘、プロジェクトをスタート)
- ・企業実務経験者を確保

### 成功ゴールイメージ共有化と実現化(関係者理解と調整)

#### 「NCNPメディア塾」マーケティング戦略

- ・講義コンセプトの設計(魅力的なタイトル作り)
- ・物理的環境や参加環境の検討(小平地区でも参加率を高める努力)
- ・プロモーションの工夫(メディア訪問、過去参加者への早期案内、ニーズ対応)
- ・参加者メンバー(記者・ジャーナリスト)の“顔ぶれ”も、参加者の期待や評価を更に向上

#### “共創”

- ・企画立案段階から参画頂いた大手新聞社の記者数名を中心に、改善を積み重ねた共創&“協働発展”を実施



## 10. 「NCNPメディア塾」における人の重要性

### ■リーダーの存在

理解する上司、否定しない上司  
戦略を立てるプロジェクトリーダーの存在

### ■意気に感じる職員の存在

広報に関心を示す職員の存在(研究者、医師、事務方)  
民間出身者による現場実務

### ■理解のある報道機関社員、並びに媒介者(翻訳者)の存在

企画立案に当初から参加  
適切なアドバイス

## 11. 「NCNPメディア塾」による効果（質的効果）

脳とこころ、難治性疾患領域における、信頼性の高い医療・研究情報が集まる“プラットフォーム”として、NCNPブランド認知度向上、ブランドアイデンティティが向上してきている

### ●対・患者さん

・“生きていくことにあきらめが生じていた中、報道記事を見て、NCNPセンター病院へ検査入院し、仕事復帰まで実現した”（パーキンソン病患者さん）

### ●対・メディア

- ・“NCNPのプレスリリースを全てチェックしている”（某新聞社記者）
- ・“なかなか取材できない医師・研究者からの話がまとめて勉強でき、交流を深めることができる”
- ・科学・医療分野の記者・ジャーナリストへのNCNP知名度の浸透（認知度UP）  
※PR・マーケティング業界でも「NCNPメディア塾」は知られています

### ●対・職員

- ・“勤務期間はこんなに素晴らしい病院だとは気付かずに 仕事をしていました。もっと早くにこんな最先端の所にいるということを勉強すればよかったと痛感しています。”（退職した元NCNP看護師）
- ・“取材・報道記事につながり、望ましい報道につながっている、研究継続のための研究費獲得につながっている“

## 12. 「NCNPメディア塾」による効果（質的効果）

### PR・マーケティング業界書籍にも紹介された

#### 広報の仕掛け人たち（2016年3月発刊）

第8章 記者と研究者を強固に結びつける  
「メディア塾」がもたらした効果



“いわば、病院が「メディア向けの学校」をつくったようなものです。その手があつたかというやり方ですね。”

（博報堂ケトル代表取締役社長 コメントより）

『広報の仕掛け人たち—PRのプロフェッショナルはどう動いたか』（日本パブリックリレーションズ協会編、宣伝会議刊）



## 13. 「NCNPメディア塾」がNCNPにもたらしたこと

### ■メディアリレーションの向上

- ・更なるニーズの高まり:NCNP広報への内外からの期待度が上昇
- ・「NCNPメディア塾」に関するメディア業界のみならず、PR業界における認知度も増加
- ・NCNPに関して医療・科学領域の記者・ジャーナリストの認知度・理解度が増加
- ・報道記事数の拡大、正しい報道の維持

### ■職員の広報意識の向上

- ・プレスリリース相談、市民公開講座の告知集客の相談等、広報情報の集約化が進展

### ■新たな取り組みの企画

- ・“個別テーマメディア塾”の開催:参加ジャーナリストからの個別ニーズに対応して「災害取材におけるPFA研修」を開催
- ・メディア側から、個別メディアセミナー(都心会場)へのニーズが浮上(計画中であるが、実現化のための“原資”がボトルネック)



## 14. 外部リソース活用の重要性

**NCNP広報における当初の最大の課題は「組織内に広報機能・ノウハウも、広報プロフェッショナルも存在しなかったこと」**

### 施策1

現状分析～問題提起～改善策の具体的実施までをプロモートする専任者を配置する必要があったため、企画戦略室専任室員として民間企業経験を有する外部人材を確保

### 施策2

企業広報部門の立ち上げ実績・経験者が存在するPR会社をパートナーに選定

- ・実務面のゴールを共に支えてスタートアップを支援するハンズオン型パートナー「企画立案、取材誘致、プレスリリース実績の増加、メディアセミナーの増加 等」
- ・その後、ノウハウ獲得と“広報の半自立化”への道を進めた

## 15. 独法における広報強化の必要性と切迫感

### 独法でなければ広報強化の必要性も、「NCNPメディア塾」も誕生しなかった

国民にも、メディアにも、認知度が低く記憶に残りづらい長い組織名を持つNCNPにとって、広報機能の強化は優先度の高い課題の一つであった。

広報強化にあたり、ベストプラクティスとして理化学研究所・広報室を訪問し、

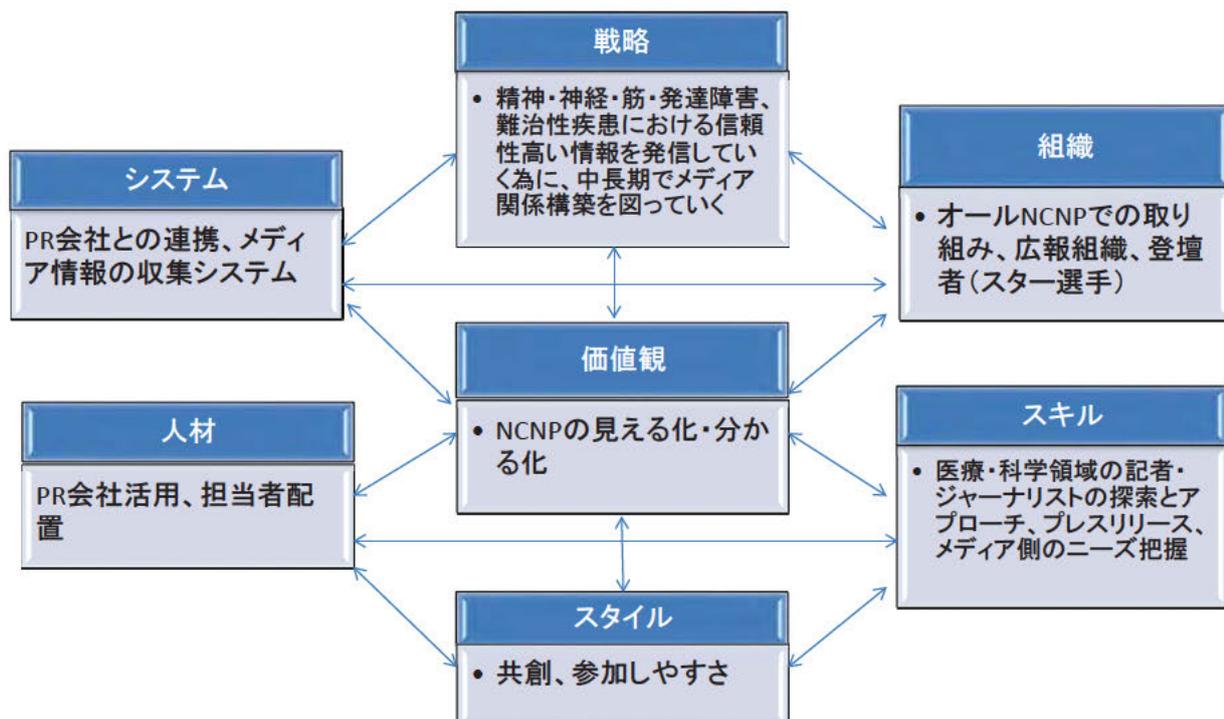
- ①「理研がトップダウンで職員全員が広報マインドを持って活動することを理念に掲げていること、
- ②”RIKEN”ブランド目標としてNIHやマックスプランク等をベンチマーキングとして
- ③活動の成果には独法評価にもつながることを」オール理研で展開している実態

に刺激を受けた。

NCNPの可視化を高めていくこと、そして、活動を「見える化・わかる化」することを戦略スローガンとして推し進めた。

## 16. 「NCNPメディア塾」の成功要因（KSF）の整理

### 「NCNPメディア塾」の7S モデル ※マッキンゼー提唱



NCNP内の少ない内部リソースでは、円滑な広報機能を発揮することが難しく、特に「NCNPメディア塾」の高い成果を今後も継続するには、メディア各社との密接な関係を維持継続している外部リソースの活用が必要。

NCNPをよく理解しているPR会社等の外部プロフェッショナルの継続的な活用が「NCNPメディア塾」の成功を大きく左右すると考えられる。

メディア塾に関わる全てのプレイヤーが喜んで参画・目標達成意欲が生まれる契約のあり方、財源確保を改善することが必要。

本講座は、限られた時間内で充実した講義とディスカッションを行うため、合宿形式で開講いたします。

#### 対象者

- 医学・医療情報について継続的な学習を希望し、広く一般の方に向けて情報発信されているテレビ局、ラジオ局、新聞社、雑誌社などの記者、ジャーナリストの方
- 取材経験3年以上の方
- 基本的に2日間の研修コースに全て参加できる方

#### 修了証の発行

本研修の80%以上の講義に出席いただいた受講者には、「修了証」を発行します

#### 講座概要

開催日程：2014年8月22日(金)～23日(土) 1泊2日  
講義時間：1コマ90分×10コマ  
定員：30名  
会場：JTBフォレスト  
最寄り駅：京王線・小田急線「永山駅」より徒歩3分  
受講料金：19,000円(税抜)  
(研修会場までの交通費は各自のご負担となります。その他詳細はお問い合わせください。)

#### 宿泊施設

JTBフォレスト (シングルルーム)  
東京都多摩市永山2-1-7 TEL:042-339-9500

#### 食事

22日(金) 昼食・立食ディナー(意見交換会)  
23日(土) 朝食 昼食

#### お問い合わせ先

NCNPメディア塾事務局  
担当：荒木(株式会社ココノッツ)  
TEL:03-5212-4888 FAX:03-5212-4887  
E-mail: mediaseminar@cocoknots.co.jp

National Center of Neurology and Psychiatry (NCNP)

(別添)

独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター (NCNP) 主催

## 第1回 NCNPメディア塾 受講生募集のご案内

2014年8月22日(金)・23日(土) 開催

NCNPの第一線の研究者・医師たちとジャーナリストの皆様が一同に集まり、新しい対話の場をスタートさせます。  
精神・神経疾患の取材に必要な基本情報と最先端の情報を2日間でお伝えします。









## ジャーナリストとNCNPの共創の場

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター（NCNP）は、精神・神経・脳の疾病・発達障害の克服を目指すナショナルセンターです。最先端の医療と研究に取り組むとともに、信頼性の高い医療情報を国民にお届けすることを使命としています。

「NCNPメディア塾」は、ジャーナリストの皆さまに精神・神経領域の取材を行うときに理解しておくべき最新の専門的かつ基本的知識を学んでいただき、国民の求める医療報道のあり方を第一線の研究者・医師と共に考える場として2014年に始まり、今年で4年目を迎えました。

今年のNCNPメディア塾では、社会的関心の高い薬物依存・危険ドラッグ、てんかん、発達障害、うつに関する調査や、睡眠失調、森林環境を再現した施設の見学プログラムなど、多彩な内容のカリキュラムを通じてジャーナリストの皆さまとの意見交換の場を創造いたします。

医療の取材・報道をされるジャーナリストの皆さまのご参加をお待ちしております。

### ◎ 対象者

- 医学・医療情報について継続的な学習を希望し、広く一般の方に向けて情報発信されているテレビ局、ラジオ局、新聞社、雑誌社などの記者、ジャーナリスト

### ◎ 取材経験3年以上の方

※受講者には「修了証」を授与致します。

### ◎ 講座概要

日程：2017年8月25日（金）

時間：9:10～18:20

定員：30名

会場：国立精神・神経医療研究センター 教育研修棟 ユニバーサルホール（東京都小平市小川東町4-1-1）

料金：無料 ※研修会場までの交通費、会場での飲食等は各自のご負担となります。

プログラム終了後、18:25より懇親を兼ねたディスカッション交流会を予定しております。奮ってご参加ください。

### ◎ NCNPへのアクセス

- 西武拝島線 / 西武多摩湖線  
「萩山駅」(南口)下車 徒歩7分
- JR武蔵野線  
「新小平駅」下車 徒歩10分



第3回研修会

## プログラム

時間	テーマ/内容	講師
9:10	オリエンテーション / 理事長挨拶	
9:30 ~ 10:20	<b>1 薬物依存 (1) 薬物事件の報道をする際知っておきたいこと</b> 昨年は、著名人が薬物問題で逮捕される事件が立て続けに起き、メディアの報道も加勢の 途を辿りました。しかし、逮捕された人を徹底的に叩き、人権や尊厳を否定するような報道は、本人だけでなく、薬物依存者からの信頼に劣化している点に留意できない影響を与えています。そこで今回は、専門家の立場から「薬物事件報道で何を注いでほしいこと」、「国民に知ってほしい「薬物問題の真実」」についてお話しします。	松本 俊彦
10:30 ~ 11:20	<b>2 てんかん (1) 手術で治すてんかん</b> てんかん発作は脳細胞の過度な興奮や抑制による神経細胞の過剰な興奮によって起こります。手術によって、薬が効かなくててんかん発作が頻りに改善することがあり、患者にとっては人生を変える治療（「Life changing procedure」）といいますが、何で脳では薬治療の問題から治療へのアクセスが不十分です。てんかん外科に対する私たちの取り組みをご紹介します。 <b>てんかん (2) わが国でのてんかんの診療連携の現状と課題 -てんかん診療連携拠点としてのまごから-</b> 厚生労働省は「全国てんかん対策地域診療連携体制整備事業」を開始し、日本各地域拠点機関を認定。NCNPはその数少ない認定機関に選定されました。また、てんかん診療の地域連携体制を確立することを目標として、スウェーデンが「変化する全国てんかん対策地域連携協議会」を組織しました。その現状・背景、目的、効果、課題の検討等をご紹介します。	船田 正彦 岩崎 真樹 須貝 研司
11:30 ~ 12:20	<b>3 これからの地域社会は発達障害児とその家族をどのように支えていくのか</b> 発達障害児は、まだ根本治療はありませんが、早期療育は予後を良くすることがわかっており、早期発見と早期支援が重要です。発達障害児が成長する過程で必要とする支援の内容、支援する側の専門性（療育の領域にわたる）、個々の内容も変化します。そのため、発達障害児に特化した専門機関に依存する体制ではなく、国レベル、地域レベルでの連携が求められています。今回は、全国で結成されている発達障害児に対する地域支援のコンセプトとエビデンスについてお話しします。	神庭 陽子
12:30	ランチタイムセミナー（多目的室）	和田 圭司
13:30	記念撮影	
13:40	施設見学プログラムオリエンテーション	
13:55 ~ 14:55	<b>4 施設見学プログラム</b> <b>(1) 時間隔離実験室:睡眠と生体リズムの精密評価</b> 多人数同時の精密睡眠や覚醒の検定と時間隔離実験室（空調、湿度、照度、音）を制御した体内時計機能の精密評価を可能とする世界有数の大規模睡眠実験室の特色と、ヒトの生体リズムを適用した新しい体内時計評価法の開発についてご紹介し、ヒトの睡眠状態や生体リズム（体内時計）を精密に測定する手法とその意義について理解していただきます。 <b>(2) 聞こえない目で脳と心を読むやずハイパーソニック・セラピーの開発</b> 人間をよりよく理解するは、脳での情報処理を通して、化学物質と同じように人間に作用します。人間の耳に聞こえない超音波を意図的に生体リズムや脳や神経系に作用させる現象（ハイパソニック・エフェクト）を応用した、精神・神経疾患に対する新しい非薬物療法の開発に向けた取り組みをご紹介します。	肥田 昌子 北村 真吾 本田 学
15:05 ~ 15:55	<b>5 うつ病の予防・治療における魚油の可能性</b> うつ病の患者数もうつ病が予防されている人も非常に多い現在、うつ病に対する薬物療法以外のアプローチが必要とされています。その一つである魚油について、これまでのエビデンスに基づいて詳しくお話しします。	西 大輔
16:05 ~ 16:55	<b>6 Gift of HOPE -心をつなぐ生前登録のブレインバンク</b> 「ブレインバンク」では通常の病理診断に加えて、脳や神経・精神的疾患の原因究明と治療法の開発・研究のために、検体を保管・管理し、研究のために材料の提供を行います。私達は、脳本人が生存中に「自分の脳や神経等をブレインバンクに寄付します」という意思を明らかにして生前登録を行っています。その活動を紹介します。	齊藤 花子
17:05 ~ 17:55	<b>7 難病、若少疾患の臨床開発における昨今の動向と、革新的治療法開発</b> 難病法の施行以降、難病の治療法開発と臨床開発は、日々進んでいます。昨今の、規制や開発手法の動向を説明するとともに、薬物対象とした研究成果を踏まえて、NCNPが中心となって取り組む革新的な分子標的治療薬や低分子医薬品などの開発の 場をご紹介します。	中村 治雄 青木 吉嗣
18:05	修了式・アンケート	
18:25	ディスカッション交流会（多目的室）	全講師出席